

固定資産税の減免申請について

● 固定資産税の減免とは

固定資産税は固定資産の所有者に毎年課されますが、公共の用に供する固定資産（土地・建物）の所有者については、減免の手続きを行うことにより固定資産税の全額の支払いを免除することができます。なお、早島町が所有する固定資産や境内地、公衆用道路等には固定資産税は課されません。

● このたびのご案内について

今年度早島町は固定資産税の減免に関する規定の見直しを行いました。その中で、自治会等が所有する固定資産については、一度申請をいただくことで、用途等に変更がない場合は、次年度以降も減免が適用できる規定に変更しました。

下記の減免申請が必要な自治会等の会長様には、その初回の固定資産税の減免申請をお願いいたしたくご案内申し上げます。

● 減免申請の手順

記載例を参考に、固定資産税減免申請書に会長様の住所、氏名、電話番号を記入のうえ、認印を押印いただき、配布の返信用封筒にて令和2年3月16日（月）までに税務課までご返送ください。

● 減免申請が必要な自治会等

公民館の土地または建物の所有者が早島町や社寺でないため、手続きの必要があります。

若宮自治会、矢尾町内会、日笠山自治会、ニュー早島自治会、大池自治会、備南台自治会、金田自治会、塩津町内会、無津自治会、真磯台自治会、市場自治会、頓行自治会、塩地町内会、片田自治会、舟本自治会、三軒地自治会、久々原自治会、長津・畑岡自治会、宮崎自治会、弁才天自治会、前潟自治会、下前潟自治会

● 減免申請が必要ではない自治会等

公民館がないまたは公民館の土地及び建物の所有者が早島町や社寺であるため、手続きの必要はありません。

イトーピア自治会、官舎自治会、中山自治会、下野自治会、噂島自治会、小浜自治会、花町自治会